

令和五年第九回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年五月二十四日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、坂倉委員はオンラインで参加しております。なお、今回は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していませんので、申し添えます。

まず、次第の1、令和五年第八回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、事務局からの報告が八件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年第一回区議会定例会及び予算特別委員会における質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年第一回区議会定例会及び予算特別委員会における質問につきまして御報告させていただきます。

資料の1、議会日程を御覧ください。初めに、令和五年第一回区議会定例会についてでございますが、代表質問は二月二十日と二十一日に、一般質問につきましては、同じく二月二十一日と二十二日に行われてございます。

続きまして、令和五年予算特別委員会についてでございますが、総括質疑が三月七日、文教委員会所管質疑が三月十七日、補充質疑が三月二十三日にそれぞれ行われました。

全ての質問及び答弁につきましては、区のホームページ上で閲覧が可能とな

ります。本日、参考までに、第一回区議会定例会（代表・一般）における教育（文教）領域の主な質問・答弁の要旨といたしまして、資料の二ページから四ページの別紙としてまとめてございます。後ほど御覧いただければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)梅丘図書館改築工事について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、梅丘図書館改築工事について御説明申し上げます。

1の主旨でございますが、本件工事につきましては、第二次世田谷区立図書館ビジョンに基づき、平成二十八年度に基本構想を策定し、平成三十年度に基本設計、令和元年度に実施設計を行いました。令和二年度の新型コロナウイルス感染症に伴う全庁的な緊急見直しにより、三年間工事を延期しております。令和四年十一月の当委員会で御報告したとおり、令和五年度の着工に向けて、現在の梅丘図書館の解体と改築工事を一括で行う工事として、本年四月に入札を実施いたしました。事業者の応札がなく不調となりましたので、今後の対応につきまして御報告させていただきます。

2の今後の対応でございますが、当初予定では、入札の結果、請負事業者が決定したら、第一回区議会臨時会に御提案予定でしたが、発注要件を再検討し、令和五年七月に再入札を行いまして、改めまして請負事業者を決定する予定でございます。

3の改築工事経費及び4、その他の仮事務所運営への移行に関しましては、記載のとおりで、変更はございません。

5の今後のスケジュールでございますが、再入札を行い、第三回区議会定例会に契約議案として提案いたしましたして、議決後に契約を締結しまして、十月に工事説明会を行い、十一月からの工事着工を目指してまいります。

以下、記載のとおりでございますが、当初開設予定より三か月程度遅れる見込みで、令和八年二月の開設を目指してまいります。

なお、裏面二ページに仮設事務所の位置図を掲載しておりますので、御参照ください。

報告は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 応札がなく不調というのは、主な理由というのが何か分かりましたら教えてください。

○齋藤中央図書館長 当初、入札の条件に区内事業者というふうに限定して入札をいたしました。ところが、工事の難易度が高くて応札がありませんでした。工事の内容としまして、梅丘図書館の背後に土砂災害特別警戒区域に指定されている高い崖があつて、その土留めも工事の一部になっておりましたところ、区内事業者では応札していただけたところがなかったということです。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)物損事故の発生について、本件に関して、前島学校職員課長より説明をお願いします。

○前島学校職員課長 それでは、物損事故の発生について御報告いたします。

資料の1、事故の概要でございますが、(1)発生日時、(2)発生場所は、記載のとおりでございます。

なお、二ページに発生場所の案内図をつけさせていただいております。

一ページに戻りまして、(3)相手方は、家屋の所有者、乙でございます。

(4)事故内容でございます。こちらにつきましては、当該小学校の職員である学校主事が学校敷地内の樹木の太枝を剪定していたところ、剪定していた太枝のバランスが崩れまして、その太枝が乙の家屋側に落下し、その家屋の外壁に衝突したものでございます。

(5)損傷の程度でございますが、衝突した家屋の外壁に縦三十センチ程度の擦り傷と、縦四十センチ、横二十センチ程度の穴が空くという被害が生じております。

2の事後の対応でございますが、相手方とは誠意を持って示談交渉を進めてまいります。

また、今回の事故を踏まえまして、早急に当該学校管理職及び職員に対して、周囲の状況に細心の注意を払うこと、今回のような高所作業など、危険を伴う作業の実施に当たっては十分な安全対策を図るよう指導いたしました。また、他校においても同様の事故が発生しないよう、校長会で、高所作業など危険を伴う作業は直営の学校主事で行わず専門の業者に依頼するなど、再発防止と安全管理の徹底について注意喚起を実施いたしました。引き続き注意喚起をしております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和五年度児童・生徒の国際交流事業について、本件に関して、井元副

参事より説明をお願いします。

○井元学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和五年度児童・生徒の国際交流事業について御報告をさせていただきます。

初めに、1の主旨ですが、教育委員会では、これまでも国際理解教育の推進に取り組んでおり、その一環としまして、令和五年度に実施する児童・生徒の国際交流事業について、計画時からの変更点を含め、報告をさせていただきます。

2の事業の目的は、記載のとおりでございます。

3、令和五年度の児童・生徒の国際交流事業についてですが、(1)国内における主な事業につきましては、昨年度も実施いたしました①のテンプル大学と連携した日本でできる小中学生の国内留学プログラム助成、②小学校英語体験出張教室、③オンライン海外交流プログラム、④教育総合センター国際理解教育事業を参加者数や講座数、活動内容等を充実させて実施してまいります。⑤学校独自の国際交流活動につきましては、各学校が独自につながるのがある機関と連携して、工夫しながら取り組んでおりますが、当課においても予算措置や連携先とのマッチング等の支援を行い、活性化するよう努めてまいります。⑥姉妹都市バンバリー市（オーストラリア）小・中学生訪問団の受入れは、再開予定でしたが、先方から今年度は来日しないと連絡を受けたため、中止となりました。なお、以前からつながりのありましたオレゴン州ポートランド市のマウントテイバー中学校から本区の中学校へ訪問したいと申し出がございましたので、こちらは区立中学校四校で既に受入れを実施しております。

続きまして、海外派遣事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をしておりましたが、今年度から姉妹都市交流を再開する予定で準備を進めているところでございます。①小学校につきましては、五年生をオーストラリアのバンバリー市及びオーストラリアのウィーン市ドゥブリング区に

派遣いたします。

また、裏面を御覧ください。②中学生海外派遣事業につきましては、二年生をオーストラリアのバンバリー市に派遣いたします。なお、この中学校のプログラムにつきましては、先方からの要請もございまして、昨年十二月に生徒へ募集案内したときから、そちらに記載のとおり、派遣期間を十四日から十日間、人数を二十名から十二名、宿泊先をホームステイから現地校の宿泊施設と変更を余儀なくされている状況でございます。

こういった変更点からですが、4の令和五年度当初予算額及び経費概算につきましては、表上段の国内における主な事業につきましては、当初予算として三千五百万円程度としていたところ、概算経費として約三千万円となっております。つきましては、五百四十万円分の差額が生じているという状況でございます。また、表中段の海外派遣事業につきましては、当初予算をおよそ二千五百万円としていたところ、概算経費としておよそ三千三百万円となっております。現状としまして、八百万円分の不足が生じているという状況でございますが、こちらの主な要因は、米印に書かせていただいておりますが、航空運賃の高騰及び中学生のみですが、ホームステイができなくなったことにより宿泊費が増加したためとなっております。こちらの不足分につきましては、まずは国内事業の差額、また、その他事業予算からの流用等により確保する予定でございます。

私からの説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)令和五年度区立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒数及び学級

数等の集計結果について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いし
ます。

○斉藤学務課長 令和五年度区立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒
数及び学級数等の集計結果について、五月一日現在の結果がまとまりましたの
で、御報告申し上げます。

御報告する数値につきましては、文部科学省が毎年実施している学校基本調
査に回答しているものと同じ内容になります。なお、学校基本調査といえます
のは、統計法上の規定に基づく指定統計でして、学校に関する基本的事項を調
査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としております。幼稚園か
ら大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校まで、全国全ての国公立学校
を対象として実施されているものです。毎年五月一日を基準日として、学校
数、在学者数、教職員数、学校施設、卒業後の進路状況等を調査しているもの
でございます。

世田谷区の結果における詳細な数値につきましては資料を御覧いただきまし
て、今回の主な特徴をかいつまんで御説明させていただきます。

1の園児・児童・生徒数及び学級数でございます。(1)小学校につきましては
は、一番右の合計欄を見ていただきますと、ここ数年、児童数の増加傾向が続
いておりますけれども、今年度は、表右の下ですけれども、減少に転じ、昨
年度と比較して二百八十三人の減少となっております。合計で千二百七十六学
級、三万八千三百二人となっております。

(2)中学校でございますが、同じく一番右の合計欄を見ていただきますと、
生徒数の増加傾向が続いておりますけれども、増加幅は昨年と比べると減って
いるところです。今年度は、表の右下ですけれども、三百七十五学級、一万一
千八百九十九人となっております。

続きまして、二ページの(3)については、幼稚園の学級数、園児数となって

おります。今年度は、表の右下ですが、二十一学級、三百六十七人となっております。

三ページを御覧ください。2の学校別学級数・児童・生徒数一覧でございます。小学校でございますが、表右側となりますが、番号59の山野小学校が最大で、三十四学級、千八百人となっております。左側の番号2の三宿小学校が最少でして、八学級、二百三十五人となっております。

四ページを御覧ください。中学校でございますが、番号126の千歳中学校が最大で、十九学級、七百十一人、番号116番の奥沢中学校が最少で、六学級、百五十一人となっております。

五ページの3、区立小・中学校卒業生進路状況につきましては、記載のとおり
りの状況でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業委託に係る事業者選定結果の報告について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 令和五年度オンラインを活用しました不登校児童・生徒への支援事業委託に係る事業者選定結果について御報告をいたします。

1の主旨でございます。教育相談課では、令和三年度及び令和四年度に、認定特定非営利活動法人カタリバと協力協定を締結いたしました。オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業を実施してまいりました。この事業に

つきましては、令和四年度末をもってカタリバとの協力協定期間が終了することから、この取組みの成果と課題を踏まえまして、令和五年度においては新たな委託事業として取り組むこととして、本年二月の教育委員会定例会、文教常任委員会に報告をしたところでございます。このたび、令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業委託につきまして、プロポーザルによる事業者選定を実施しましたので、その結果について御報告をするものです。

2、事業者の選定でございます。件名は、令和五年度オンラインを活用した不登校児童・生徒への支援事業委託でございます。

(2)選定結果でございますが、①委託事業者名、株式会社トライグループ東京支店でございます。

②履行期間は、令和五年四月から令和八年三月の三年間を履行期間としております。ただし、本業務に係る契約締結は年度ごとに行いまして、二年度目以降につきましては、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件としてございます。

③委託料でございます。七百八十五万一千八百円税込みとなっております。

④選定経過につきましては、御覧の表のとおりでございます。

それでは、二ページ目を御覧ください。選定方法についてです。選定委員会を設置しまして、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を実施いたしました。

⑥選定委員会委員の構成につきましては、御覧の表に記載のとおりでございます。

(3)審査結果です。一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）の合計点より選定を行っております。なお、審査基準に基づく一次審査における選抜条件は、合計点四百満点のうち六〇%以上の評価点であることとし

ております。

②第一位事業者の主な選定理由についてです。まず、国及び区の施策の理解度が高く、本業務の趣旨への考え方が適切であること。委託業務を履行するに当たり、必要な職員体制や質を確保する実現性、運営体制が十分に備わっており、必要に応じて体制を見直すといったより柔軟な対応を取ることができると。倫理綱領が確立され、遵守状況の確認体制のより高い実現性が見込まれること。従来課題であった担当スタッフとの関係構築が限定される個別支援だけでなく、複数スタッフとのつながりや子ども同士のとつながりを持てる仕組みづくりを構築できることが見込まれることなどが主な選定理由となっております。

3、事業開設日時等ですが、運営委託業務により、複数の支援プログラム（学習支援、居場所支援、体験プログラムの提供、個別相談支援、保護者支援）を実施いたします。

それでは、三ページ目を御覧ください。開設日時、事業開始日、体験会の開催につきましては、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

(4)事業に参加した児童・生徒の出席扱いについては、本事業につきまして、学級ごとに教育相談課長から当該児童・生徒の在籍学校長宛てに出席日等を報告し、該当児童・生徒について出席扱いいたします。

4の今後のスケジュールについてでございます。令和五年五月に事業周知、広報、六月より事業開始、令和六年二月、事業評価等について文教常任委員会に報告いたします。

また、別紙といたしまして、事業のチラシを添付しましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

私からの説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係ります教育委員会事務局の対応といたしまして、五類感染症に変更となりました令和五年五月八日以降の区立小・中学校、幼稚園での対応につきまして御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の主な感染症対策でございますが、感染状況が落ち着いている平時につきましては、家庭との連携によります児童・生徒等の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導を継続しまして、これ以外の特別な対策は講じません。なお、マスクの着用は求めないことを基本とし、日常的な消毒作業、給食時の黙食、パーティションは不要としてございます。

また、(2)感染流行時（学級閉鎖時など）でございますが、近距離、対面、大声での発声や会話を控える、触れ合わない程度の身体的距離を確保するなど対策を講じることを検討してまいります。

続きまして、2の出席停止の取り扱いでございます。(1)として記載してございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した児童・生徒等につきましては、発症後五日を経過し、かつ、症状の軽快後、一日を経過するまでの期間を出席停止といたします。

また、(2)従来の濃厚接触者に当たる者であっても、児童・生徒等自身に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席

停止の対象とする必要はなく、登校は可能でございます。

次に、(3)感染不安で休ませたいと保護者から相談があった場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、ほかに手段がない場合など合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としないことができるとしてございます。

続いて、3の臨時休業（学級閉鎖等）基準及び期間についてでございます。こちらは季節性インフルエンザの対応に準ずるとしてございまして、(1)閉鎖基準、また、(2)閉鎖期間につきましては、資料記載のとおりでございます。

資料二ページを御覧ください。4、臨時休業・出席停止等の措置を講じた場合のICTの活用等による学習指導についてでございます。出席停止の措置を講じた場合や、やむを得ず登校を控えている児童・生徒に対しましては、オンライン授業を含むICTを活用した学習指導に取り組むとともに、学級閉鎖の際にはオンライン授業を実施いたします。なお、児童・生徒がICTを活用した学習を行った場合は、オンライン授業参加といたしまして通知表や指導要録に記載をいたします。

最後に、5、その他でございます。保護者向けましては、今後の学校での感染症対応や登校に当たつてのお願いについて、資料三ページから四ページにおつけしてございます保護者の皆様へによりまして、五月十一日付、すぐるにて周知を行つてございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年六月の各課行事予定について御説明させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますが、六月六日に第十回教育委員会定例会、二十七日に第十一回教育委員会定例会が予定されてございます。

次ページ以降に、その他各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (9)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が二件ございます。御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は六月六日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十九分閉会